

下 総 第 6 0 6 号
令和4年(2022年)5月27日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 秋 森 和 也 様
同 香 川 昌 則 様
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和3年12月9日付け監査報告第19号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 こども未来部子育て政策課 〕

ふくふくこども館について

〔指摘事項〕

- (1) 前回の指摘事項でもあったが、多目的室及び附属設備の使用許可において、使用の許可を受けた者が許可を受けた内容を変更しようとするときは、施設使用変更許可申請書を指定管理者に提出しなければならない旨、下関市次世代育成支援拠点施設の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）及び下関市次世代育成支援拠点施設の設置等に関する条例施行規則（以下「設置条例施行規則」という。）において規定されているが、指定管理者は、利用者の手間を考え、既に提出のあった申請書の訂正による対応とし、当該変更許可申請書を提出させずに、変更した内容の施設の使用を認めていた。また、変更により追加となった利用料金分を許可書を発行することなく別途徴収していた。所管課は管理運営業務の実施状況を的確に把握するとともに、適正に事務処理するよう、指定管理者を指導されたい。

（改善措置状況）

指定管理者に対して適正に事務処理するよう指導し、指定管理者が業務の可視化及び標準化を図るため、対応マニュアルを作成したことを確認した。

〔指摘事項〕

- (2) 指定管理者が行った支出及び契約に係る事務処理を確認したところ、以下の事項が見受けられた。指定管理者は、下関市社会福祉事業団経理規程（以下「経理規程」という。）に基づき遺漏のないよう適正に事務処理されたい。
- ア 修繕の執行において徴取した見積書について、修繕施行伺の決裁日以前の日付のもの、見積有効期限を経過したもの及び相手方の押印の無いもので執行していた。
- イ 館内照明器具修繕他に係る修繕施行伺において、当初予定していた決裁済みの業務の一部を中止したにもかかわらず、修繕施行伺書の一部に修正を加えたのみで執行し、編てつされた伺書の決裁内容と契約内容が整合していない状態で保管していた。
- ウ 修繕施行伺において随意契約としているもので、経理規程における随意契約とする該当条項及びその理由に関して意思決定された内容の決裁となっていなかった。

(改善措置状況)

指定管理者に対して適正に事務処理するよう指導し、今後は、ふくふくこども館の現場だけではなく、指定管理者下関こども未来創造ネットの代表団体である下関市社会福祉事業団が、法人本部によりチェックの徹底を図ることを確認した。

また、ウについて、修繕施行伺の様式改正（随意契約による場合において、経理規程に規定するその該当条項が選択できるように、かつ具体的な理由が記載できるものに改善）するとともに、下関市社会福祉事業団が所管する施設の施設長に対して適正に事務処理を行うよう通知を行ったことを確認した。

[指摘事項]

- (3) 基本協定書第53条第1項において、指定管理者は自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとされているが、事業報告書や法人の財務関係書類等における収支報告書で自主事業に係る人件費が全く計上されていなかった。指定管理業務に係る経費と自主事業に係る経費を混同することなく明確にするよう、指定管理者を指導されたい。

(改善措置状況)

指定管理者に対して適正に事務処理をするよう指導し、指定管理者が自主事業に従事した職員の実働時間による人件費の按分を行い、令和3年度決算から指定管理業務と自主事業に係る経費を適切にそれぞれ計上していく旨指定管理者から提出された文書で確認した。

- (4) 基本協定書第17条及び別紙3仕様書に定める従業員（職員）の配置に伴う報告及び変更について、指定管理者は雇用契約書等の写しを提出していなかった。また、所管課は写しの提出を求めることなく承諾を行っていた。所管課及び指定管理者は基本協定書等に基づき遺漏のないよう事務処理されたい。

(改善措置状況)

指定管理者に対して適正に事務処理をするよう指導し、令和3年11月採用予定者の配置に伴う変更について、雇用契約書等の写しの提出を受けた。

今後とも、所管課及び指定管理者が、基本協定書第17条及び別紙3仕様書に定める従業員（職員）の配置に伴う報告及び変更に基づいて、適正な事務処理が行われていくことを確認する。

- (5) 指定管理者が自主事業を行うため多目的室・附属設備を使用する場合、又は利用者がこども一時預かり室を利用する場合の利用料金について、それぞれ

れ全額又は3割の利用料金の減免を行っていた。減免の根拠について確認したところ、「次世代育成支援拠点施設における基本的運営方針の決定について」（平成24年12月28日付け市長決裁）及び「下関市次世代育成支援拠点施設の設置等に関する施行規則第8条第2項に規定する市長が別に定める様式の決定について」（平成26年3月31日付け福祉部長決裁）の決裁文書が存在したが、これらは、設置条例等の規定を受けて減免の基準を定めたものとは言えなかった。なお、当該「基本的運営方針」は、使用料の取扱いを定めているが、所管課はこれをそのまま利用料金の取扱いの基準としている。さらに、利用者が指定管理者の主催する事業（イベント等）のためこども一時預かり室を利用する場合において、設置条例施行規則第6条第2項の規定による利用料金の減免申請書を提出させておらず、申請の審査及び決定を経ることなく利用料金を減免していた。指定管理者の収入となる利用料金については、設置条例及び設置条例施行規則にその取扱いに関する規定があるため、所管課及び指定管理者はこれらに則って事務を適正に行われたい。

（改善措置状況）

ふくふくこども館の施設を指定管理者が自主事業のために利用する際の減免には、法令等による根拠が無いとの指摘を受けて、市として今後は自主事業にかかる利用料金の減免をしないこととし、その旨を指定管理者に指示したところ、「その指示をした令和4年3月17日以降は、その取扱いは行わないこととし、関係職員に周知徹底させる。」との回答が指定管理者からあった。

全ての指摘事項に関わることだが、今後とも、所管課が定期的に施設での確認及び指導を行うとともに、指定管理者が利用料金の減免手続き等、事務処理を遺漏なきよう行うよう指導する。

以上